

**男女平等推進センター相談業務  
委託事業者募集要項**

令和6年10月  
板橋区

# 板橋区男女平等推進センター相談業務委託事業者募集要項

## 1 趣旨

板橋区男女平等推進センターでは、家庭や職場での人間関係や心の悩みについての相談が毎日のように寄せられています。なかでもドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）については、平成23年度に配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）を設置し、「いたばしI(あい)ダイヤル」による電話相談など配暴センター機能としてDV被害者支援を行っており、令和5年度のDVに関する相談件数は400件を超え、相談内容も複雑化しています。相談者の方々が、それぞれ適切な支援を受けるためには、ワンストップサービスで相談者に対して適切な支援を提案しながら、相談から自立までの支援を継続していくことが必要です。これらの業務は、高い専門性と豊かな経験を生かした細やかな対応が求められるため、男女平等推進センターの相談業務委託事業者には、相談者の状況に応じて常に適切に対応するための能力や体制が必要です。

以上のことから、もっとも相応しい相談業務受託事業者を選定するためには、コストを含めた総合的な評価項目に基づき選定する必要があります。そのため、公募型プロポーザル方式を採用します。

## 2 委託予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※契約期間は単年度としますが、履行状況に問題がない場合は最長令和10年3月31日まで契約更新を行うことがあります。

## 3 契約上限額

¥25,377,990-（消費税込）

※区の算定による契約上限額であり、契約締結時点での委託料を拘束するものではありません。

※原則として、仕様に大きな変更がない場合は、翌年度以降の契約金額の増額は認められません。

## 4 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

## 5 提案していただく内容

- (1) 男女平等推進センター相談室で実施している相談業務（総合相談、DV専門相談、女性のための働き方サポートとフェミニスト相談）を受託するに際しての考え方・方法など。また、現在実施している「子育てママのための個別カウンセリング※」や「チャット相談」、また、新たに実施する「男性・性的マイノリティ相談（面談）」についての考え方・方法など。

※別紙チラシ参照

- (2) 業務を行うに際しての人員配置・人材育成、事故・緊急時の対応・個人情報保護対策など。
- (3) 本事業の仕様書には記載されていない新たな独自提案など。  
例：相談窓口として区民が利用しやすい仕組みについて。

## 6 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

## 7 参加申込み手続・プレゼンテーション

前述の参加資格要件を満たし、本委託業務に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

### (1) 1次審査

#### ①提出書類（正：正本 副：副本）

書類名・資料名	種別	部数
男女平等推進センター相談業務委託プロポーザル方式参加申込書	様式1	正1部
男女平等推進センター相談業務企画提案書(法人概要、基本理念・経営理念、事業実績)	様式2	正1部 副7部 (副は事業者名の記載がないもの。また、事業者名、事業者を特定できる事項は記入しないこと)
男女平等推進センター相談業務企画提案書(各種相談業務)	様式3	
男女平等推進センター相談業務企画提案書(板橋区関係各課及び関係機関との連携)	様式4	
男女平等推進センター相談業務企画提案書(人材確保・配置・育成)	様式5	
男女平等推進センター相談業務企画提案書(事故・緊急時の対応)	様式6	
男女平等推進センター相談業務企画提案書(個人情報保護対策)	様式7	
男女平等推進センター相談業務企画提案書(新たな提案)	様式8	
会社概要書(定款):写し可	資料1	
登記事項証明書(登記簿謄本):写し可	資料2	正1部
過去3年以内に受託した女性相談業務委託の契約書等の写し(官公庁との契約のみ)	資料3	正各1部
財務諸表(損益計算書、貸借対照表)直近3年分:写し可 ※自己資本比率についても記述してください	資料4	正1部
その他提出書類にかかる補足説明に必要となる添付資料(パンフレット等)	資料5	正1部
見積書(人件費その他経費の詳細な内訳を記載すること。あて名を板橋区長とすること。)	資料6	正1部
プライバシーマークまたはISMS等認証を取得している場合は、認証取得証の写し	資料7	正1部
審査結果通知送付用封筒(長3封筒に宛名・結果通知先の住所・あて先を記載の上、110円切手を貼付)		1部

※様式3～8については、各項目の内容が記載されていれば、任意の様式でも可(各項目A4 1ページ程度)。

#### ②提出期限

令和6年11月1日(金) 17時必着

### ③提出方法

- ・ 正本は、提出書類を原則 A 4 版用紙タテ両面（所定様式が定められているものやパンフレット類は除く）で作成し、A 4 版 2 穴バインダー（紙製）で左綴じにして、目次をつけるとともにページ番号を付して、バインダー表紙に「男女平等推進センター相談業務委託事業者申込書類」と記入してください。
- ・ 提案書の副本（7部）は、原則 A 4 版タテ用紙両面で作成しページ番号を付してください。
- ・ 以上の書類を下記④提出先まで直接持参または簡易書留にて郵送してください。※電送不可
- ・ 持参される際は、必ず事前に総務部男女社会参画課男女平等推進係：電話 03（3579）2486 にご連絡の上、ご来所ください。

### ④提出先

〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32 番 15 号（保健所 5 階）  
板橋区総務部男女社会参画課男女平等推進係  
「19 問い合わせ先」参照

※土日、祝日の提出はできません。提出書類はいかなる理由でも返却しません。

### ⑤費用

本プロポーザルへの参加に関する経費についてはすべて参加者の負担とします。

### ⑥注意事項等

- ・ 提出した提案書の再提出及び記載内容の変更は認めません。
- ・ 不足書類があった場合は、不足分は評価の対象から除外する場合があります。
- ・ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合は、応募を無効とします。

## （2）2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションを行う事業者は2次審査結果通知送付用封筒をプレゼンテーション当日にご持参ください。

※追加の配付資料は認めません。

## 8 公募説明会

公募説明会を下記のとおり開催します。

- (1) 日 時：令和6年10月21日（月）10時  
※板橋区保健所5階 男女社会参画課の窓口にお越しください。  
（会場に移動し、ご説明後、相談室をご案内します。）
- (2) 会 場：板橋区保健所5階 グループミーティングルーム  
（板橋区大山東町32番15号）
- (3) 内 容：委託業務概要、応募書類の確認、相談室見学等  
※区役所地下駐車場及び提携駐車場がございます。車でお越しの方  
でご利用の方は男女社会参画課窓口でお声かけください。
- (4) 参加者：1事業者2名まで
- (5) その他：事前に電子メールで、男女平等推進センター相談業務  
公募説明会参加申込書【様式9】によりお申し込みください。
- (6) 締 切：令和6年10月17日（木）  
E-mail：[j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp)  
※申込にあたっては、説明会の参加は必須となります。

## 9 質問及び回答

質問がある場合には、質問書【様式10】に質問内容等を記載し、  
1次審査の質問：令和6年10月23日（水）17時までに  
2次審査の質問：令和6年11月27日（水）17時までに  
下記宛てに電子メールでご提出ください。

E-mail：[j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp)

※メール以外の方法（持参・郵送・FAX・電話等）での質問は  
受け付けません。

※質問の回答については、すべての事業者が確認できるよう区ホ  
ームページにて公表いたします。回答の公表予定時期について  
は以下のとおりです。

1次審査の質問の回答公表：令和6年10月29日（火）17時

2次審査の質問の回答公表：令和6年12月上旬

## 10 参加の取下げ

参加申込書類を提出した後に参加を取下げられる場合には、参加取下  
げ届【様式11】をご提出ください。

また、期限までに必要書類の提出がない場合は、参加を辞退した  
ものとみなします。

## 11 選定方法及び審査項目・基準

事業者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

### （1）1次審査（書類審査）

#### ①選定方法

参加資格要件を満たしているかを審査します。申込者が5者を超える場合は、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で上位5者を選定します。

#### ②審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり。

#### ③1次審査結果通知の送付

1次審査の全参加事業者に対し、1次審査結果通知を送付します。1次審査を通過した参加事業者には2次審査の日時等を案内します。

### （2）2次審査（プレゼンテーション）

#### ①選定方法

提案書をもとにプレゼンテーション（発表：15分程度、質疑応答10分程度を予定）していただき、提案採用者を決定します。

#### ②審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり。

注1：プレゼンテーションは、男女平等推進センター相談業務に関する事項について、効果的に業務を行うための計画等を様式2～様式8により提案するものとします。パソコン等を使用する場合は応募者が用意してください。プロジェクター、スクリーンは会場設備を使用可能ですので、使用する場合には必ず事前にご連絡ください。なお、区が準備する機器のトラブル等に際しての異議申し立てには一切応じませんのでご注意ください。区のプロジェクターの動作確認を希望される場合は、事前にご相談ください。プレゼンテーション・質疑応答の時間配分については、参加事業者の数によって変更する場合があります。詳細は1次審査結果通知に記載いたします。

注2：1次審査結果通知後に、2次審査対象事業者が辞退した場合は、次点の1次審査不通過事業者を2次審査対象事業者とする場合があります。また、2次審査結果通知後に、提案採用者として選定された事業者が辞退した場合は、次点の事業者を提案採用者とします。

## 12 選定結果の通知・公表について

選定結果は2次審査終了後、2週間以内にすべての2次審査対象事業者にも文書で通知します。また、通知後に2次審査の審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。なお、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

## 13 選定後の協議等について

本区は選定結果の通知後、候補事業者と委託契約締結・業務開始に向けて協議をするものとし、協議において必要な書類があれば、候補事業者に対して適宜準備を依頼します。

なお、この際に資料を準備するために必要な費用は候補事業者が負担するものとし、

## 14 辞退について

選定結果の通知後、候補事業者が受託の辞退あるいは人員体制の欠落等で本区が委託できない事故が生じたことにより本区に不利益が生じた場合には、本区からその費用を請求する場合があります。

また、辞退した場合は、すみやかに次点の事業者との契約締結にむけた準備を進めます。

## 15 スケジュール

公募期間（申込受付期間）	令和6年10月12日（土）～ 令和6年11月1日（金）17時
公募説明会申込締め切り	令和6年10月17日（木）17時
公募説明会	令和6年10月21日（月）10時
1次審査に係る質問期限	令和6年10月23日（水）17時
1次審査に係る質問の回答	令和6年10月29日（火）17時（予定）
1次審査結果通知	令和6年11月中旬（予定）
2次審査に係る質問期限	令和6年11月27日（水）17時
2次審査に係る質問の回答	令和6年12月上旬（予定）
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年12月17日（火）
2次審査結果通知・公表	令和6年12月下旬（予定）
契約締結・委託業務開始	令和7年4月1日（火）

## 16 予算措置について

本プロポーザルは、令和7年度予算の成立（板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には契約締結を行わないことがあります。また、予算金額が提案金額に満たなかった場合には、金額、仕様内容に関し協議させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 17 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例（以下「条例」といいます。）に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となりますので、あらかじめ了承のうえ提出してください。

## 18 その他

受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

## 19 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32 番 15 号（保健所 5 階）

板橋区総務部男女社会参画課男女平等推進係

担当：渡邊・青木

電話番号：03（3579）2486

FAX：03（3579）1337

E-mail：j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp